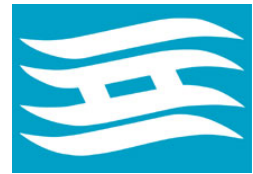


兵庫県公報

平成25年7月4日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示		ページ
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	1
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任	2
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙長の職務を行う場所	2
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の職務を行う場所	2
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所	2
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所	3
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	3
○ 名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	3
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	4
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	4
○ 兵庫県知事選挙の期日	5
○ 兵庫県知事選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	5
○ 兵庫県知事選挙の選挙長の職務を行う場所	5
○ 兵庫県知事選挙の選挙会の日時及び場所	6
○ 兵庫県知事選挙の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	6
○ 兵庫県知事選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	6
○ 兵庫県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示	6
○ 兵庫県議会議員補欠選挙の選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間	6
参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示		
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	7
参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示		
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	7
兵庫県知事選挙選挙長告示		
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	7

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第36号

平成25年7月21日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成25年7月4日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈蔵

- 1 選挙長
伊丹市大鹿5丁目45番地
武田 丈蔵
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
川西市美山台2丁目1番地の95
早金 孝



兵庫県選挙管理委員会告示第37号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第 3 項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第 1 項の規定により、兵庫県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 選挙分会長
伊丹市大鹿 5 丁目45番地
武 田 丈 蔵
- 2 選挙分会長の職務を代理すべき者
川西市美山台 2 丁目 1 番地の95
早 金 孝



兵庫県選挙管理委員会告示第38号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 平成25年 7 月 4 日
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 11階B会議室
- 2 平成25年 7 月 5 日以降
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第39号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 平成25年 7 月 4 日
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 11階B会議室
- 2 平成25年 7 月 5 日以降
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第40号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成25年 7 月 23 日 午後 1 時 30 分
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第41号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。
平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成25年 7 月 23 日 午後 2 時 15 分
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第42号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 14 条第 1 項の規定により、候補者の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成25年 7 月 4 日 午後 6 時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第43号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により、名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成25年 7 月 4 日 午後 7 時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第44号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成25年 7 月 6 日 午後 6 時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第45号

平成25年 7月 21日 執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は59,250,000円である。

平成25年 7月 4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵



兵庫県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成25年 7月 4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,359

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 670,993



兵庫県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成25年 7月 4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

(選挙区名) (選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)

神戸市東灘区	56,437
神戸市灘区	35,241
神戸市中央区	33,709
神戸市兵庫区	30,206
神戸市北区	61,486
神戸市長田区	27,218
神戸市須磨区	45,602
神戸市垂水区	61,310
神戸市西区	66,554
姫路市	138,306
尼崎市	127,182
明石市	79,939
西宮市	128,123
洲本市	13,149
芦屋市	26,307
伊丹市	53,454
相生市	8,613
豊岡市	23,656
加古川市	72,587
たつの市及び揖保郡	30,736

赤穂市及び赤穂郡	18,389
西脇市及び多可郡	17,930
宝 塚 市	62,768
三 木 市	22,254
高 砂 市	25,422
川西市及び川辺郡	52,342
小 野 市	13,231
三 田 市	30,616
加 西 市	12,734
篠 山 市	12,110
養 父 市	7,277
丹 波 市	18,584
南 あ わ じ 市	13,979
朝 来 市	9,082
淡 路 市	13,279
宍 粟 市	11,422
加 東 市	10,739
加 古 郡	17,943
神 崎 郡	12,317
佐 用 郡	5,399
美 方 郡	10,054



兵庫県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、兵庫県知事の選挙を平成25年7月21日に行う。

平成25年7月4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵



兵庫県選挙管理委員会告示第49号

平成25年7月21日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成25年7月4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 選挙長
伊丹市大鹿5丁目45番地
武 田 丈 蔵
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
川西市美山台2丁目1番地の95
早 金 孝



兵庫県選挙管理委員会告示第50号

平成25年7月21日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）第7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成25年7月4日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

- 1 平成25年 7 月 4 日
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 11階B会議室
- 2 平成25年 7 月 5 日以降
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第51号

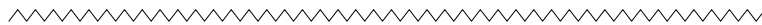
平成25年 7 月 21 日執行の兵庫県知事選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成25年 7 月 23 日 午後 3 時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第52号

平成25年 7 月 21 日執行の兵庫県知事選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）第14条第 1 項の規定により、候補者の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成25年 7 月 4 日 午後 6 時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第53号

平成25年 7 月 21 日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は56, 175, 600円である。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵



兵庫県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第 3 項の規定により、兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区において、当該選挙区選出議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵



兵庫県選挙管理委員会告示第55号

平成25年 7 月 21 日執行の兵庫県議会議員神戸市垂水区選挙区補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 2 項の規定による選挙人名簿の登録基準日、登録日及び同法第23条第 1 項の規定による縦覧期間をそれぞれ次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 基準日 平成25年 7 月 11 日
ただし、年齢については平成25年 7 月 21 日現在
- 2 登録日 平成25年 7 月 11 日
- 3 縦覧期間 平成25年 7 月 12 日

参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示第 1 号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

参議院兵庫県選挙区選出議員選挙
選挙長 武 田 丈 蔵

- 1 日時
 - (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項（候補者から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ
平成25年 7 月 18 日 午後 6 時
 - (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 4 項（候補者から届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるとき）の規定によるくじ
平成25年 7 月 18 日 午後 6 時 10 分
- 2 場所
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示第 1 号

平成25年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

参議院比例代表選出議員選挙
兵庫県選挙分会長 武 田 丈 蔵

- 1 日時 平成25年 7 月 18 日 午後 6 時 20 分
- 2 場所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県庁第 2 号館 9 階兵庫県選挙管理委員会室

兵庫県知事選挙選挙長告示

兵庫県知事選挙選挙長告示第 1 号

平成25年 7 月 21 日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年 7 月 4 日

兵庫県知事選挙
選挙長 武 田 丈 蔵

- 1 日時
 - (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項（候補者から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成25年 7月18日 午後 6時30分

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（候補者から届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成25年 7月18日 午後 6時40分

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館 9階兵庫県選挙管理委員会室